

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 1 2 回 総 会 議 事 録

自 平成30年10月25日
至 平成30年10月25日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 1 2 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成30年10月25日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○		農 地
2	對 木 範 誉	欠		農 地
3	酒 井 伸 吾	○		総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○		農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○	○	農 地
8	照 井 明	○	○	農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出
日程 4 議案第40号 合意解約通知の成立状況の確認
日程 5 議案第41号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
日程 6 議案第42号 現況証明願

開会 午後 1 時30分

議長 これより第12回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は 8 名であります。
2 番、對木委員より欠席の届け出があります。

白糖町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第 2 項により、2 名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
7 番 峯田委員、8 番 照井委員。以上 2 名を指名いたします。

日程第 2 「会務報告」をいたします。
9 月 28 日の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査には照井委員が出席しております。
10 月 4 日の白糖町功労者顕彰審査会には、私が出席しております。
10 月 5 日の利用状況調査および現況調査には私と酒井委員、松本委員、澁谷委員、照井委員、事務局、町の 7 名にて調査を実施しております。現況調査につきましては、後ほど調査委員から報告させていただきます。
10 月 11 日の利用状況調査および現況調査には石田委員、對木委員、中河委員、峯田委員、事務局、町の 6 名にて調査を実施しております。現況調査につきましては、後ほど調査委員から報告させていただきます。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第 3 報告第 6 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」について議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 報告第 6 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」。
下記のとおり「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」があったので報告する。
平成30年10月25日提出。
白糖町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
号別 1 被相続人 ●●● 相続人 ●●●
次のページをお開き下さい。
先日、ご子息の●●●さまより相続の届け出がありましたので、対象農地の箇所を「位置図及び地番図」にて掲載しておりますので、ご参照

願います。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。

議長 報告第6号の質疑をお受けいたします。

石田委員 上茶路地区ですが、実際は●●●か。

斉藤主幹 行政区では●●●地区になります。

石田委員 ●●●さんから●●●さんに相続されるのだけでも、●●●のどこか。

斉藤主幹 地番図を参照願います。右に●●●さんの自宅があります。

議長 他にありますか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第6号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第4 議案第40号「合意解約通知の成立状況の確認」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤主幹よろしく願います。

斉藤主幹 議案第40号「合意解約通知の成立状況の確認」。
農地法第3条の規定による許可について、賃貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。

平成30年10月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

農地法第18条第6項の規定による通知者氏名

号別1 貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをお開き下さい。

解約形態は合意解約であります。解約の事由は、経営合理化により、今後はこの土地を使用する見込みがないため解約にいたしました。

以上、議案第40号の説明とさせていただきます。

議長 議案第40号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第40号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第41号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第41号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」。

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

平成30年10月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、法人の名称 ●●●●

号別2、●●●●

号別3、●●●●

次のページをご覧ください。

「農地所有適格法人要件確認書」

確認書の要件は、4つに分かれております。

法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件となっております。

いままでの定期報告の中では、すべて要件を満たして、不適格な事由はなかったのですが、今回号別2の●●●●さんの構成員のところ、総数2の数字が入っていますが、その中の農業常時従事者の欄がなにも入っておりません。構成員イコール出資者、株主でもあります。実は株主の要件が、今年の3月31日付で・・・

議長 暫時休憩します。

《暫時休憩》

会議を再開します。

議案第41号の質疑をお受けいたします。

石田委員 《マイク入っていない》

斉藤主幹 農地所有適格法人でなければ土地を購入することはできません。農地所有適格法人は農業に携わっていなければなりません。農業常時要件がありますので、そういう要件を満たさなければ、株を持っていても、農

業関係者の議決権が過半を超えていなければならないという条件があります。それが農地を所有できるという条件になっています。

ただ、所有しないで土地を借りるということは、必ずしも農業法人でなくても可能なのです。ただ、契約を結び直す時は、契約書に解除条件を付して契約をしなければなりません。解除条件というのは、農地として適正に保っていないければならぬという文面を付けて契約を結ぶ。農地を適正に使っていないとなれば、その時点で解約になるという契約の結び方をします。

石田委員　　いままで、●●●が適格法人。これからは●●●となるのか。

事務局長　　そのまま●●●で農業法人としての形態。以前は農業生産法人という名称だったが、いまは農地所有適格法人。この度の要件では農地所有適格法人には成り得ないので、農業法人として●●●としてやっていく。

石田委員　　いままでとどう違うのか。

斉藤主幹　　農地所有適格法人は、所有。自ら土地を持つことができます。所有権を持つことができます。ただ、いまの形態、●●●さんでは所有しておりません。賃貸の契約になります。もしこれが所有していたら、不適格になりますので、土地の買収がかかります。ただ、これは賃貸なので解約すれば、解約して条件を付けて契約をすれば賃貸は続けることはできます。農業法人としてもできます。はっきりした違いは土地を自ら持っているか、持っていれば農地所有適格法人。借りることも農地所有適格法人。●●●さんはもともと出発したのが、農地所有適格法人として賃貸したいと申し出があったので、契約の中では解除条件の項目は付けておりません。そのため一度解約して解除条件の契約を結び直せばそのまま継続することができることになります。

今後は、農地所有適格法人ではありませんので、来年からはこのような報告書が提出されないことになります。

議　　長　　他、何かありませんか。

(出席委員)　(なし)

議　　長　　質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)　　(「異議なし」の声あり)

議　　長　　ご異議なしと認めます。
よって、議案第41号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第6　議案第42号「現況証明願い」についてを議題といたします。
議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

齊藤主幹

議案第42号「現況証明願ひ」。

下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願ひ出があったので、証明について本会の審議を求めらる。

平成30年10月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1および2の願出人につきましては「●●●」

号別3、「●●●」

号別4、「●●●」

号別5、「●●●」

次のページでございます。

この度の現況調査は、利用状況調査時にあわせて実施しております。

号別1から4までは、10月5日に調査員の照井委員、林委員、酒井委員、松本委員、澁谷委員にて調査をおこなっております。

では号別1から順次説明させていただきます。

号別1の所在地は、白糠町●●●、1筆、公簿地目は「牧場」、面積●●●平方メートル。所有者は●●●様、願出人●●●になります。

号別2の所在地は、白糠町●●●ほか1筆、公簿地目は「畑」、合計面積は●●●平方メートル。所有者は●●●様、願出人●●●になります。

号別3の所在地は、白糠町●●●、1筆、公簿地目は「牧場」、面積は●●●平方メートル。所有者は●●●様、願出人は所有者と同様であります。

号別4の所在地は、●●●ほか7筆、公簿地目はすべて「畑」、合計面積は●●●平方メートル。所有者は●●●様、願出人は所有者と同様であります。

次の号別5につきましても利用状況調査時にあわせて実施しております。

実施日は10月11日。調査員は、石田委員、對木委員、中河委員、峯田委員の4名で実施しております。

号別5、所在地は白糠町●●●、1筆、公簿地目は「牧場」、面積は●●●平方メートル。所有者は●●●様、願出人は所有者と同様であります。

以上、号別1から5の説明とさせていただきます。

議 長

それでは、号別1から5まで、調査にあたりました、現況調査委員の照井委員より調査報告をお願いします。

照井委員

8番 照井です。

現況調査の結果について報告します。

10月5日、私と林委員、酒井委員、松本委員、澁谷委員の5名において現地を確認いたしました。

号別1から4までの申請地はいずれも農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。

以上、号別1から4の調査結果の報告を終わります。

議 長

議案第42号、号別1から4についての質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第42号、号別1から4につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
続きまして、号別5の調査にあたりました、現況調査委員の石田委員より調査報告をお願いします。

石田委員 1番 石田です。
現況調査の結果について報告します。
10月11日、私と對木委員、中河委員、峯田委員の4名において現地を確認いたしました。
申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。
以上、号別5の調査結果の報告を終わります。

議長 議案第42号、号別5についての質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第42号、号別5につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第42号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。
これをもって、第12回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後2時05分)